

～電子調達システム（政府電子調達（GEP S））利用開始について（物品・役務）～

内閣府沖縄総合事務局開発建設部において、平成28年9月1日から入札公告を行う調達案件（物品・役務）について、現在運用している電子入札システムから、電子調達システム（電子調達システム（GEP S））に移行します。

つきましては、大変お手数ですが、以下の手順により電子調達システムの利用者登録をお願い致します。

1. 国土交通省電子入札システムのICカードをお持ちの方

現在、国土交通省電子入札システムのICカードをお持ちの方は、電子調達システムにおいても引き続きICカードを使用することができますが、電子調達システムのポータルサイトにアクセスしてマニュアルを参照のうえ、「電子調達システムにより内閣府の入札手続きに参加可能とする登録」手続きを行って下さい。ただし、代表者から委任を受けた方（支店長等）のICカードを使用している場合、まず委任者（代表者）の登録をした上で受任者に係る委任登録が必要となりますので、ご留意願います。

2. 新たに電子調達システムを利用したい方

電子調達システムを新たに使用するためには、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの環境を整え、電子証明書を取得する必要がありますので、以下のURLにアクセスして電子証明書の取得を行って下さい。（受任者登録とする場合は、上記1.のただし書き以降と同様の手続きが必要です。）

https://www.geps.go.jp/how_to_use

3. 紙入札で入札に参加したい方

電子調達システムに移行した後も、紙入札参加願いを提出することにより、紙入札で入札に参加することができます。

4. 問い合わせ先

①電話による問合せ（受付時間：平日8：30～18：30（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く））

TEL：0570-014-889（ナビダイヤルの場合）、017-731-3177（IP電話等をご利用の場合）

②FAXによる問合せ（24時間受付）

FAX：017-731-3178

③メールによる問合せ（24時間受付）

政府電子調達（GEP S）の「お問い合わせ」ページ内の専用フォームよりお願い致します。



政府電子調達(GEP S)

<https://www.geps.go.jp>

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS) を利用するには、環境の準備、電子証明書の取得、政府電子調達 (GEPS) への利用者登録が必要です。

推奨環境の準備

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。推奨環境及び環境設定については、以下URLをご確認ください。

https://www.geps.go.jp/how_to_use

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS) では電子証明書を利用した認証を行っています。下表に示す「対応認証局一覧」の電子証明書をご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。

なお、個人を対象に発行される電子証明書は利用できず、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。

対応認証局一覧

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
株式会社NTTネオメイト (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
ジャパンネット株式会社 (電子入札コアシステム用電子認証サービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB(一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
東北インフォメーション・システムズ株式会社 (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×

*日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録

利用者登録の方法については、政府電子調達 (GEPS) サイトに掲載されている「電子調達システム操作マニュアル」の「利用者登録と委任編」(下記URL)をご確認ください。

<https://www.geps.go.jp/manuals>

お問合せ先

ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

<https://www.geps.go.jp/faq/all>

FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

0570-014-889 (ナビダイヤル) / 017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)

受付時間: 平日 8時30分~18時30分 (国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。



政府電子調達 (GEPS)

調達情報の確認・入札等を、インターネットを利用して行うことができます。

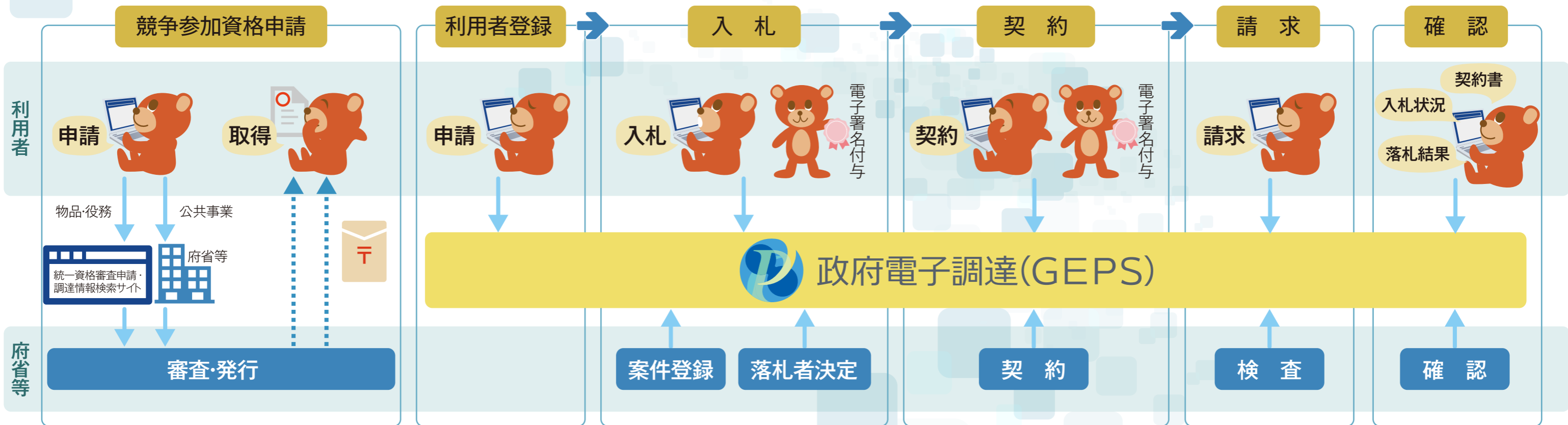


政府電子調達

検索

<https://www.geps.go.jp/>

政 府電子調達 (GEPS)



1 政府電子調達 (GEPS)とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されてきましたが(いわゆる「電子入札システム」)、政府電子調達 (GEPS) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利 用 予 定 府 省 等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所

※府省等により利用開始予定時期は異なります。下記URLをご確認ください。

https://www.geps.go.jp/about_system

2 ご利用のメリット

印紙の取扱い

電子調達システム上で締結される契約書については、電磁的記録により作成されたものであり、実際に文書が作成されていないことから、印紙税法上の課税物件が存在しないことになり、印紙税は課されません。

移動・郵送費の削減

一連の業務をインターネット経由で電子的に処理できますので、調達窓口への移動に係る交通費や各種書類を郵送するときの郵送費などのコストを削減することができます。

保管費の削減

契約書等の書類は、システムにアクセスすることで、いつでも参照することが可能です。なお、電子署名とタイムスタンプ(時刻証明)を組み合わせることで原本性を保証した上で保管され、その真正性は10年以上保証されます。

24時間365日 利用可(システムメンテナンス時を除きます。)